

## 正 誤

埼玉県条例第七十二号（平成二十四年十二月二十五日第二千四百五十三号）中訂  
正

ページ 行

一 前から九行目と十行目の間に次のように加える。

目次中「第一章 総則（第一条―第三条）」を 「第一章 総則（第一条―第三条）  
第一章の二 整備基準（第三条の

二―第三条の十六）」に改める。